

近畿雑草研究会規約

平成 10 年 7 月 11 日 決定

平成 21 年 4 月 1 日一部改正

平成 31 年 4 月 1 日一部改正

令和 7 年 5 月 1 日一部改正

- 第 1 条 本会の名称を近畿雑草研究会とする。
- 第 2 条 本会は、近畿地方における雑草科学および雑草制御にかかわる技術教育・研修活動を推進し、会員相互の研究成果の連絡を密にすることを目的とする。
- 第 3 条 本会は前条の目的を達成するため、研究発表会、シンポジウム、講演会の開催、ニュースレターなどの発行、研修、見学会などを行う。このために雑草学会と連携することができる。
- 第 4 条 本会は近畿地方に在住する日本雑草学会会員および本会の趣旨に賛同して、入会を希望する個人・団体をもって組織する。
- 第 5 条 本会の事務局は、京都市左京区北白川追分町 京都大学農学研究科雑草学分野におく。
- 第 6 条 本会に代表者 1 名および庶務・会計などの複数の幹事をおき、任期を 2 年とする。但し、重任を妨げない。
- 第 7 条 代表者は会員の互選により選出する。幹事は総会の承認を経て、代表者が委嘱する。
- 第 8 条 代表者は本会を代表し、日本雑草学会地区選出代議員と密に連絡をとり、会務を総括する。幹事は代表者の指示に基づいて会務を処理する。
- 第 9 条 本会の運営は研究発表会、シンポジウム、講演会、研修、見学会等の開催時に徴収する参加費、寄付金その他をもってあてる。
- 第 10 条 本会の会計年度は 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第 11 条 本会の総会は年一回開催する。
- 第 12 条 本会の規約を改正するときは総会の承認を必要とする。
- 付則 (1) 会計監査は代表者の所属する機関以外から 2 名を選出する。
(2) 本規約は平成 10 年 7 月 11 日より施行する。
(3) 本規約は平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
(4) 本規約は平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
(5) 本規約は令和 7 年 5 月 1 日より施行する。

以上